

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
23 年－ 12 (23.11.18)	福祉保健	<p>受診時定額負担導入反対に関する意見書の提出について</p> <p>▶請願要旨 東日本大震災の発生から 8 か月が過ぎたが、復興に向けては未だ道半ばにあると言わざるを得ない状況にある。 このような時こそ、明日の安心を約束する持続可能な社会保障制度を確立していくことは、国家が負うべく当然の責務である。 しかしながら、去る 6 月 30 日に、政府・与党社会保障改革検討本部が決定した「社会保障・税一体改革成案」では、社会保障の強化に向けて、医療・介護に相当の資源を投入する方向性を打ち出したものの、その財源は「受診時定額負担制の導入」などにより、患者に求めることとしている。 厚生労働省は 9 月 16 日に開催した社会保障審議会医療保険部会で、その具体案として、受診するたびに 100 円を負担させることを提案しているが、いずれ 500 円、1000 円になっていくおそれがある。 すでにわが国の患者一部負担割合は先進諸国に比べても高い水準にあり、今以上に患者に負担を強いることは、所得の少ないかたには大きな負担となるばかりでなく、特に受診回数が多い高齢者のかた等の受診抑制へとつながり、症状の重篤化など健康被害を招くことも懸念される。 そもそもわが国の医療は、いつでも、どこでも、だれでも同じ医療を受けることができる国民皆保険制度で運営されている。したがって、その財源は本来、保険料や税金に幅広く求めるべきと考える。 また、公的保険である医療が営利産業化されれば、高い収益が見込める自由診療、自由価格の医療市場が拡大し、混合診療の全面解禁を後押しすることにつながる。その結果、公的医療保険の給付範囲が縮小していくなかで、国民皆保険制度が完全に崩壊していくことは明らかである。 われわれは、こうした政策に断固反対するとともに、だれもが等しく医療を受けられる国民皆保険制度を堅持するとともに、引き続き、国民のための医療存続のために取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>▶請願事項 受診時定額負担導入反対の件について地方自治法第 99 条による意見書を国会及び関係行政庁へ提出すること。</p>	<p>社団法人 鳥取県医師会 会長 岡本公男 (鳥取市戎町 317)</p> <p>(紹介議員) 山口 享 藤井 省三</p>